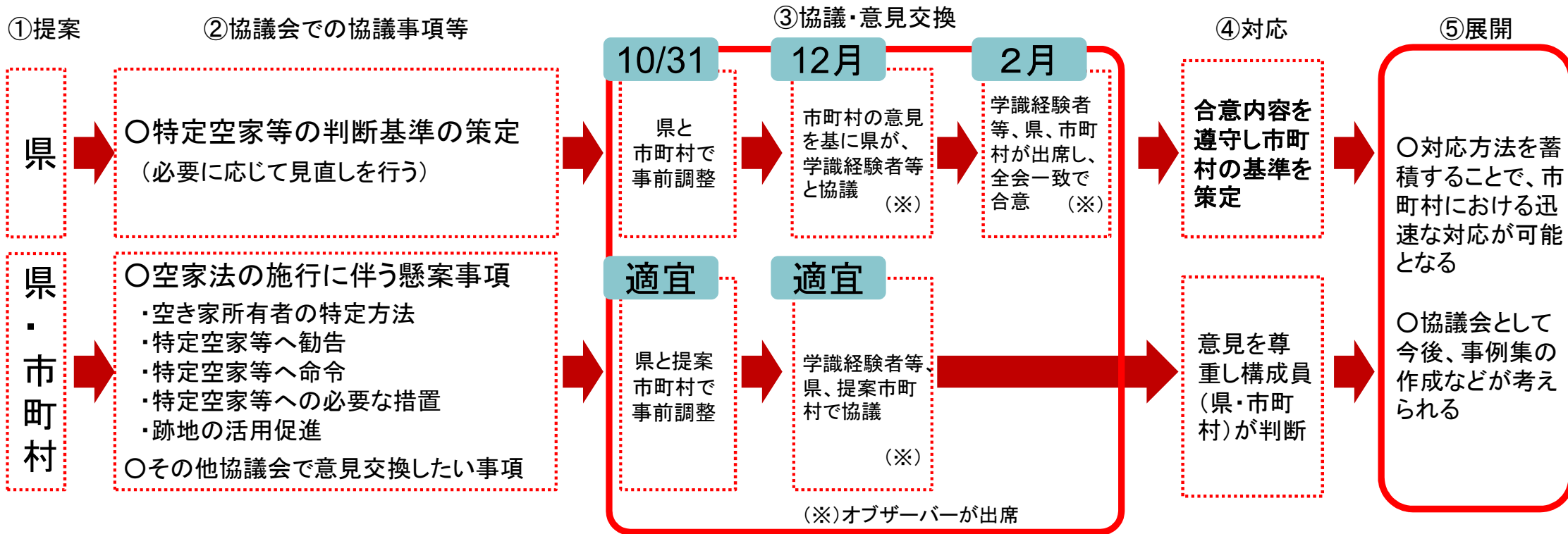


【取組み】 市町村は「再利用が見込めない空き家」の除却及び「適切な管理が行われていない空家等」の修繕等を促進するため、学識経験者等と協議した結果を尊重し、空き家対策を実施する。
協議会は学識経験者等、行政及びオブザーバーで構成する。

1. 県・市町村からの提案

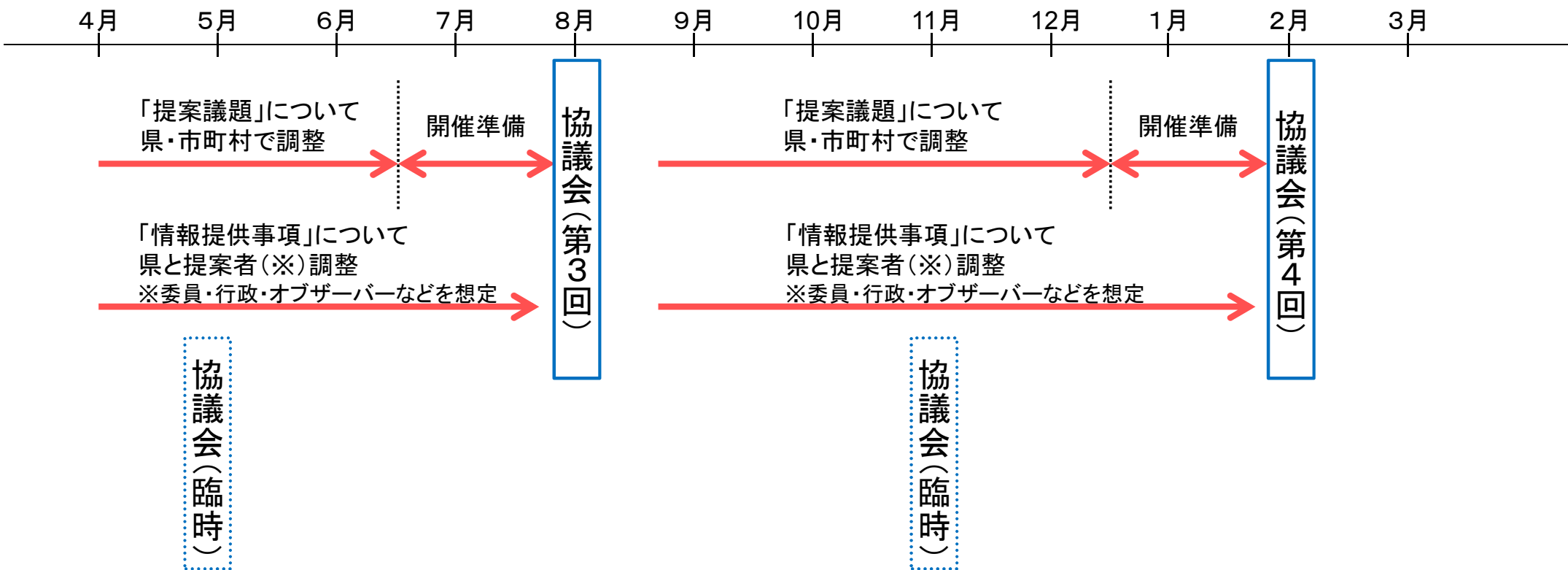


2. 県等からの情報提供

国、都道府県、市町村などの情報(支援制度、先進事例、その他)を適宜提供することとする。

【開催頻度】 原則年2回+α(会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合)

1. 和歌山県空き家等対策推進協議会の取組み



2. 県の取組み

年度当初(4月～5月)に振興局単位で県・市町村の担当者間で空き家対策について意見交換を実施(県内8か所)

(意見交換内容)

- ・管理不十分な空き家への対応状況
- ・マイホーム借上げ制度(JTI)の普及啓発、空き家耐震改修補助の活用状況
- ・インスペクションの普及啓発
- ・管理代行サービスの普及に向けた取組み など